

2 高福第 1 4 8 号

令和 2 年 4 月 1 3 日

各市町村長（広域連合を除く） 殿
知多北部広域連合長 殿
東三河広域連合長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく
通所・短期入所等のサービスの休業状況について（依頼）

このことについて、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく高齢者施設等の対応について」（令和 2 年 4 月 1 0 日付け 2 高福第 1 3 4 号）により、事業の継続を要請し、貴市町村等所管の事業所に対しても同様に周知を依頼したところですが、やむを得ず貴市町村等所管の事業所の通所・短期入所等のサービスにおいて、休業又は縮小したことを把握した場合、下記のとおり報告していただくよう、お願いします。

記

○ 提出方法

別添調査票を高齢福祉課 (korei@pref.aichi.lg.jp) へメールにて送付してください。

メール件名：「愛知県緊急事態宣言に基づく通所・短期入所等のサービスの休業状況について」

提出ファイル名：「（〇〇（休業事業所名）調査票.xlsx）」

担 当 介護保険指定・指導グループ

電 話 052-954-6289（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6919

電子メール korei@pref.aichi.lg.jp